

湖西市税務地図情報システム構築業務 仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 (適用範囲)

本仕様書は、湖西市（以下「発注者」という。）における湖西市税務地図情報システムの調達について適用するものとし、そのシステム機能の内容、構築作業、成果及び順守する法令・規則等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 (準拠法令)

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、以下に示す関係法令・規定等に準拠して行うものとする。なお、各法令は政令・規則等を含むものとする。

1. 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
2. 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
3. 固定資産評価基準（昭和 38 年自治省告示第 158 号）
4. 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）
5. 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
6. 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
7. 湖西市契約規則（昭和 57 年規則第 16 号）及び諸規則
8. 湖西市の条例、規則、契約約款等
9. その他関係法令・規則・通達等

第 3 条 (作業計画)

「受注者」は、契約締結後速やかに発注者と十分な協議を行い、本業務計画・時期・方法等の細部計画書を契約後速やかに「発注者」に提出し承認を得なければならない。また、それらの変更についても同様とする。

第 4 条 (再委託の禁止)

「受注者」は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により「発注者」の承諾を受けたときはこの限りではない。

第 5 条 (主任技術者)

本業務の実施において「受注者」は主任技術者を配置するものとする。

選任する主任技術者は測量士及び GIS1 級の資格を有し、静岡市以西において 10 年以上固定資産税の GIS システム構築又は GIS システム運用に従事したことがある技術者とする。また、主任技術者は静岡県内在住とする。

なお、本業務中に選任した主任技術者は本業務が完了するまで変更しないものとする。ただし、やむを得ず変更が生じた場合は、速やかに「発注者」に申し出て、変更理由書を添えて主任技術者の後任変更届を提出するものとする。

第 6 条（担当技術者）

本業務の実施において「受注者」は担当技術者を配置するものとする。

選任する担当技術者は情報システム技術・データ整備技術に精通した者とし、過去に静岡市以西において 10 年以上固定資産税の GIS 構築又は GIS システム運用に従事したことがある技術者とする。また、担当技術者は静岡県内在住とする。

なお、本業務中に選任した担当技術者に変更が生じた場合は、速やかに「発注者」に申し出て、担当技術者の後任変更届を提出するものとする。

第 7 条（秘密の保持）

「受注者」は、本業務の遂行上知り得た全ての情報を他に洩らしてはならない。

第 8 条（所有権及び著作権）

本業務の成果品については、すべて「発注者」に所有権及び使用権が帰属するものとし、「受注者」は「発注者」の許可なく複製及び第三者へ公表又は貸与してはならない。

なお、中間成果についても「受注者」の許可なく第三者に複製、公表、貸与してはならない。

第 9 条（個人情報の保護）

「受注者」は、業務委託の処理を行う上で取得又は保持した個人情報の漏洩、滅失、改ざん及び棄損等を防止するため、次の各項の定めるところにより保護措置をとらなければならない。

2. 「受注者」は個人情報の保護の重要性を認識し、本業務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報保護法及び湖西市情報公開条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3. 個人情報を取扱う者を必要最低限の者に限定するとともに、アクセス制限等の措置により、他の者がその情報に触れることができないよう措置するとともに、取扱う従業員に対し、情報の適正な取扱いをするよう指導しなければならない。
4. 委託業務の処理において知り得た個人情報は、「発注者」の承諾なくして方法の如何にかかわらず複製、複写してはならない。
5. 「受注者」は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
6. 委託業務に係る個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について「発注者」に報告し、万全の注意を払わなければならない。
7. 委託業務完了後、委託業務の処理において保有した個人情報は、「発注者」の指示により保管をするものを除き、一切の個人情報を全て抹消、焼却、切断等再生不可能な状態にして処分するものとし、その処分内容を「発注者」に報告しなければならない。

第10条（情報セキュリティ・品質管理等について）

「受注者」は、情報セキュリティ及び品質管理体制等が確立されていることの証に、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）、プライバシーマーク（JISQ15001）及び品質マネジメントシステム（ISO9001 又は JISQ9001）の各登録証（写し）を、契約後速やかに提出するものとする。併せて照査技術者として空間情報総括監理技術者（高度な業務の計画、解析並びに技術管理等の責任者又は技術指導者に相当する能力を有する技術者）を配置し品質管理にあたるものとする。なお、契約締結時には雇用が確認できる書類を速やかに提出するものとする。

第11条（事故の処理）

「受注者」は、本業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに「発注者」に報告しその指示を受けなければならない。

第12条（損害賠償）

「受注者」は、本業務遂行中に第三者に与えた損害については、「受注者」が責任を持って賠償しなければならない。

第13条（貸与資料）

本業務を実施するにあたり、「受注者」は必要とする資料を「発注者」に申請するものとする。「受注者」は資料の汚損・紛失等に注意し、責任をもって保管する。また、本業務完了後、「受注者」は貸与資料を速やかに返却しなければならない。なお、「発注者」より提供されたデータを、データ作成業者より提供後3日以内にシステムに搭載する。また、本業務にて導入するシステムに取り込む際に変換が必要な場合は、すべて「受注者」の負担によりデータを変換するものとする。

第2章 業務概要

第14条（業務概要）

導入するシステムは、庁内LANを前提としたクライアント・サーバ型システムと、汎用ブラウザを活用する全庁型WebGISとのハイブリッド構成とする。なお、ハードウェアについては、別紙「導入機器詳細」に記載のものまたは同等以上のものを「発注者」にて調達するものとする。ソフトウェア及び現地調査用タブレットについては、「受注者」が用意するものとする。

1. クライアント・サーバ型GISの構築
2. 全庁型WebGISの構築
3. データ更新

第15条（システム稼働）

新システムは令和9年4月までに本稼働するものとし、本稼働前に仮稼働期間を設けることとする。

2. 仮稼働期間と本稼働の日は、「発注者」と「受注者」が協議して決定するものとする。
3. 新システム運用期間は本稼働の日から令和15年3月31日（予定）までとする。

第16条（年度計画）

本業務における年度計画は、以下のとおりとする。

1. 新システム移行 令和9年度
2. データ更新、定期保守サービス、システム研修 令和9～14年度

第3章 GIS の構築

第17条 (概要)

導入するシステムは、庁内 LAN を前提としたクライアント・サーバ型システムと、汎用ブラウザを活用する全庁型 WebGIS とのハイブリッド構成とする。なお、ハードウェア・ソフトウェアについては、別紙「導入機器詳細」に記載のものまたは同等以上のものを調達する予定である。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. クライアント・サーバ型 GIS | 9 ライセンス |
| 2. 全庁型 WebGIS | 1 ライセンス (クライアント数 無制限) |
| 3. 現地調査用タブレット | 3 台 |

第18条 (システム機能要件)

クライアント・サーバ型 GIS と全庁型 WebGIS、現地調査用タブレットの必要な機能要件は、下記及び別添「システム機能一覧」の機能及びレイヤを満たすものとする。

1. クライアント・サーバ型 GIS は、税務課にて同時に 9 台使用可能なシステムとする。
2. 全庁型 WebGIS は、庁内 LAN に接続された市職員が利用できるライセンス（基本は無制限・ノンプラグイン型）とし、Microsoft Edge で動作する。
3. 導入するシステムは、24 時間、365 日稼動することを原則とする。
4. 導入するシステムは、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 操作が簡単かつ利用しやすいシステムとすること。
 - (2) 操作にあたり、スクロール、拡大・縮小等の応答時間がスピーディであり、ストレスを感じないこと。
 - (3) 将来的なシステム拡張、データ拡張に柔軟に対応でき、大きな費用が発生しないこと。
 - (4) 情報保護の見地からセキュリティに配慮したシステムであること。
 - (5) 湖西市役所就業時間外を除き 1 時間以内で現地トラブル対応が可能であること。
 - (6) 取り扱うデータ形式及びデータが汎用的であること。(データフォーマットが公開もしくは、導入する GIS アプリケーション等が誰でも購入が可能であること。)
 - (7) システムからの集計表等出力が汎用ソフト (エクセル、CSV) で利用できること。
 - (8) 既存システムにおいて安定運用している機能、設定、画地計測等評価に必要な計算処理機能を搭載していること。

(9) 他部門との連携において運用遅延を引き起こさないこと。

第19条 (システム検証)

新システムへの移行にあたり、現行システムとの機能・計算ロジック・処理方式に差異が生じないか検証を行う。なお、令和6年評価替えと令和9年評価替えの異動済の画地（約1,100画地、3,000構成筆を想定）について、計測結果が同一となるよう検証を行い、不一致が確認された場合は、改善する。（計測結果の検証項目は別紙「画地計測データ検証項目」参照）

なお、不一致が生じた場合の解消は、令和9年4月の本稼働前までに完了させるものとし、その結果については「データ移行完了報告書」を作成し、「発注者」の承認を得る。なお必要に応じ「現行管理業者」による機能検査を行う場合がある。本対応に要する費用はすべて「受注者」の負担とする。

第20条 (操作研修)

システムを適切に運用できるよう、マニュアルを作成するとともに、管理者および利用者向けの研修を実施する。

1. 管理者向け研修…管理マニュアルを用意し、本システム全体の管理について説明
2. 利用者向け研修…操作マニュアルを用意し、基本機能、応用機能について説明
3. 研修会場その他の環境は、「発注者」が準備する。
4. 「受注者」は、運用期間内各年度の早い時期に、同様の操作研修を行う。

第21条 (運用保守)

本システムの保守対応については、以下のとおりとする。

1. システム稼働時間は原則 24時間 365日とする。
2. メンテナンスに伴うシステムの計画停止は、「発注者」と協議の上、決定する。
3. ヘルプデスクを設置する等、稼働後の操作方法やシステム運用などに関する技術的問い合わせに対応すること。対応時間は、年末年始や土・日曜日、祝日を除く9時00分から17時00分までとする。

第22条 (定期保守サービス：クライアント・サーバ型 GIS システム)

本業務にて導入したクライアントGISに対して、以下の項目の定期保守サービスを実施し、記録を提出する。但し、システムのバージョンアップ・データの抽出や加工作業については別途とする。

1. データのバックアップ及び導入機器の定期診断（年間1回）
2. 契約期間内に発生したトラブル、対処方法についての電話サポート
3. トラブル処理に伴う出張サポート（年間2回まで）
4. 技術者の現地派遣を伴うシステムサポート（年間2回まで）

第23条（定期保守サービス：全庁型 WebGIS）

本業務にて導入した全庁型 WebGIS に対して、以下の項目の定期保守サービスを実施し、記録を提出する。但し、システムのバージョンアップ・データの抽出や加工作業については別途とする。

1. データのバックアップ及び導入機器の定期診断（年間1回）
2. 契約期間内に発生したトラブル、対処方法についての電話サポート
3. トラブル処理に伴う出張サポート（年間2回まで）
4. 技術者の現地派遣を伴うシステムサポート（年間2回まで）

第24条（定期保守サービス：現地調査用タブレット）

本業務にて導入した現地調査用タブレットに対して、以下の項目の定期保守サービスを実施し、記録を提出する。

1. データのバックアップ及び導入機器の定期診断（年間1回）
2. 契約期間内に発生したトラブル、対処方法についての電話サポート
3. トラブル処理に伴う出張サポート（年間2回まで）
4. 技術者の現地派遣を伴うシステムサポート（年間2回まで）

第4章 データ更新

第25条 (システムセットアップ)

本業務により導入されたシステムに対して、貸与された更新用データを用いて、システムの円滑な運用が可能となるよう、当該データを用いたシステムの更新を実施するものとする。

1. システム更新データ検証

貸与される各種更新用データを受領し、当該データに不具合がないか検証を行うものとする。不具合が確認された場合には、貸与データ作成業者に対して再作成を依頼するものとし、再作成に係る費用等は、当該データ作成業者が負担するものとする。

なお、各年度のデータ更新において、「発注者」より提供されたデータを導入するシステムに取り込む際に変換が必要な場合は、すべて「受注者」の負担によりデータ変換をするものとする。また、データ変換における変換エラー等システムに起因する場合や新システムの稼働に必要なデータ検証費においても「受注者」の負担とする。

※前年度と同等の品質で作成されたデータが納品された場合、システムの安定運用を確保するため、システムコンバートの手法の見直しや必要に応じたシステムの修正を行うものとする。

2. システムセットアップ

更新用データの検証後にシステムへのセットアップを実施し、「発注者」および「データ作成業者」の立会いのもと、システムの稼働検証を行うものとする。その際、立合者の承認を得た記録の作成提出を行うものとする。データ作成業者の立会い費用は、「受注者」の負担とする。

3. 日程調整

システム更新データの検証およびシステムセットアップの日程等については、「発注者」「受注者」「データ作成業者」の三者協議により決定するものとする。

4. ハードウェアおよびソフトウェアの設定

「受注者」は、導入予定のソフトウェアおよびハードウェア、ならびに庁内ネットワーク環境について事前に「発注者」と調整を行い、システム稼働に支障が生じないよう対応するものとする。

第26条 (システムデータ更新：クライアント・サーバ型 GIS システム)

貸与される更新用データ（地番図・公図等）を、定期的にシステムへ反映し、常に最新の状態を保つものとする。主な更新頻度の目安は下記のとおりとする。

- (1) 地番図：年5回以上
- (2) 家屋図：年1回
- (3) 画地図：年5回以上
- (4) 公図：年12回
- (5) 土地・家屋課税情報：年1回
- (6) 評価情報：年1回以上
- (7) 航空写真：3年に1回

※システムへの反映時期や更新回数等は、「データ作成業者」と協議のうえ決定し、「発注者」からの指示があった場合はこれに従うものとする。

※データ形式は(1)～(4)はbds、(5)(6)はbds、Excel 及び Access、(7)はJPEG形式とし、各年度の基準日における最新版とする。

※更新データの受け渡しについては、LGWAN 回線で行い、受注者の担当技術者が1日以内に更新を行う。

第27条（システムデータ更新：全庁型 WebGIS）

貸与される更新用データ（詳細は別紙「システム機能一覧」参照）を、必要に応じて年1回システムへ反映し、常に最新の状態を保つものとする。

※更新データの受け渡しについては、LGWAN 回線で行い、受注者の担当技術者が1日以内に更新を行う。

第28条（タブレットデータ更新：現地調査用）

貸与される更新用データ（詳細は別紙「システム機能一覧」参照の上、「発注者」と協議）を、必要に応じて年1回現地調査用タブレットへ反映し、常に最新の状態を保つものとする。

第5章 成果品

第29条（成果品）

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 地図情報システム（Web、クライアント・サーバ） | 1式 |
| (2) 地図情報システム利用マニュアル | 1式 |

(3) ソフトウェア	1 式
(4) システム用データ	1 式
(5) ソフト・ハード一覧表	1 式
(6) システム更新・保守記録	1 式
(7) データ移行完了報告書	1 式
(8) 業務報告書 (年度ごと)	1 式
(9) その他必要とする資料	1 式